

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省28-36)

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進				担当部局名	総合環境政策局 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境計画課長 松本 啓朗				
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。				政策体系上の 位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上						
達成すべき目標	法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ低炭素な地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。				目標設定の 考え方・根拠	地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体は地方公共団体実行計画を策定することとされている。		政策評価実施予定時期	平成29年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		42年度
1 地球温暖化対策計画に即した都道府県・指定都市・中核市(施行時特例市含む。)の地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率	-	一年度	100%	42年度	-	-	-	-	-	-	100%	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県、指定都市、中核市(施行時特例市含む。)は、国が定める地球温暖化対策計画に即して地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定をするものと定められているため
2 地球温暖化対策計画に即した都道府県及び市町村の地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率	-	一年度	100%	42年度	-	-	-	-	-	-	100%	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、全ての地方公共団体は、国が定める地球温暖化対策計画に即して地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定をするものと定められているため
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額 28年度	関連する 指標	達成手段の概要等				平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業(平成26年度)	-	82 (59)	82 (25)	110	1.2	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 全国の地方公共団体における地方公共団体実行計画策定状況など温対法の施行状況調査を実施。これに並行して、地方公共団体職員を対象とした集中講座の開催や金融機関との合同研修を行うとともに、有識者等による地方公共団体実行計画策定マニュアル改定検討会(仮)を設置・運営し、同マニュアルの改定を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 施行状況調査結果を分析・評価して、地方公共団体にフィードバックするとともに、地方公共団体職員を対象とした集中講座や改定された地方公共団体実行計画策定マニュアルにより、地方公共団体実行計画策定から事業実施までの基礎的・実務的知識(調整・技術・交渉・法体系・金融等)を効率的・効果的に習得させる。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 地方公共団体実行計画策定マニュアルの改定等により、国の地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画の策定・見直しを促進し、もって同計画の策定率の向上と地域における実効性の高い温室効果ガス削減の対策施策を推進。</p>				016 【再掲】		
(2) 地下水の水質汚濁対策に資する地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業(平成26年度)	-	295 (295)	294 (294)	319	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 食品廃棄物や家畜排せつ物、水産系廃棄物等から得られるメタン等のバイオガスを地域へのエネルギー供給等に活用するため、地域特性に応じて、地域循環型バイオガス製造施設を導入し、温室効果ガス削減効果や事業性等の実証を行い、バイオガス利用モデルを構築する。またこれに加えて、地下水汚染地域におけるバイオガス生成消化液等の適正利用に向けた実証事業を行う。これらのモデル的な実証を通じて得られた成果を取りまとめ公表することにより、全国へ「地域循環型バイオガスシステム」の普及を図る。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 東日本大震災、原子力発電所事故を契機に、地域資源を循環活用した自立分散型エネルギーを確保する地域づくりの取り組みが重要になっている。このため、従来自家消費が主であったバイオガスを地域への熱供給等に活用し、環境負荷の少ない地域づくりを推進するモデルシステムを構築することを目的とする。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; バイオガス製造・輸送コストの削減や供給技術等の確立及び、温室効果ガス削減効果・地下水汚染対策の検討や事業性等の実証を行うことにより、再生可能エネルギー導入の推進に寄与する。</p>				012 【再掲】		

(3) 食品廃棄物及び家畜排泄物等を活用した地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業(農林水産省連携事業)(平成25年度)	500 (241)	505 (413)	506 (482)	231	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 食品廃棄物や家畜排泄物、水産系廃棄物等から得られるメタン等のバイオガスを地域へのエネルギー供給等に活用するため、地域特性に応じて、地域循環型バイオガス製造施設を導入し、温室効果ガス削減効果や事業性等の実証を行い、原料の組み合わせ等に応じたバイオガス利用モデルを構築する。これらのモデル的な実証を通じて得られた成果を取りまとめて公表することにより、全国へ「地域循環型バイオガスシステム」の普及を図る。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 東日本大震災、原子力発電所事故を契機に、地域資源を循環活用した自立分散型エネルギーを確保する地域づくりの取り組みが重要になっている。このため、従来自家消費が主であったバイオガスを地域への熱供給等に活用し、環境負荷の少ない地域づくりを推進するモデルシステムを構築することを目的とする。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; バイオガス製造・輸送コストの削減や供給技術等の確立及び、温室効果ガス削減効果や事業性等の実証を行うことにより、再生可能エネルギー導入の推進に寄与する。</p>	013 【再掲】
(4) 先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(平成26年度)	-	5,300 (2,692) ※13は翌年度に繰越	5,300 (4,218) ※13は翌年度に繰越	2,446	1.2	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 地方公共団体や民間団体等を対象とし、地方公共団体実行計画等に基づく地域の戦略的な再生可能エネルギーの導入や省エネ等のモデルとなる取組について、設備導入に対する補助等により実施。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 地方公共団体実行計画を核とした低炭素な地域づくり。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 地方公共団体実行計画等に基づく再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等の導入支援によるCO2削減の対策・施策の推進。</p>	008 【再掲】
(5) 「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業(平成27年度)	-	-	350 (346)	175	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 各地における「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現に向けたプラン(地域創生プラン)の自発的な策定を誘導するべく、複数の地域においてモデル的な地域創生プランを策定・公表し、その「低炭素・循環・自然共生」地域のコンセプトや達成度を分かりやすく示すための評価や指標を作成するとともに、地域創生プランの一般的な策定ノウハウ等を「全国プラン」として取りまとめる。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 経済活性化等と合わせた「低炭素・循環・自然共生」の統合的実現を図る地域の創生を全国的に促進。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 「低炭素・循環・自然共生」地域のコンセプトや達成度が定量化されることで低炭素化が促進される。</p>	057 【再掲】
(6) 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業(経済産業省連携事業)(平成28年度)	-	-	-	6,000	2	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 地域における再生可能エネルギー普及・拡大の妨げとなっている課題への対応の仕組みを備え、かつ二酸化炭素の削減に係る費用対効果の高い取組に対し、再生可能エネルギー設備を導入する事業等に対する補助を実施。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 再生可能エネルギーの自立的普及を促進。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 再生可能エネルギーの自立的普及を促進することにより、低炭素社会の実現に寄与する。</p>	新28-0003 【再掲】
(7) 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業(平成28年度)	-	-	-	5,000	2	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 地方公共団体を対象とし、国の地球温暖化対策計画に即した高い目標を掲げる地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定・見直し等を行うための調査・検討支援や、先進的・モデル的である全庁的なカーボン・マネジメントの取組を踏まえた省エネ設備の導入に対する補助を行うことにより実施。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 国の地球温暖化対策計画に即した高い目標を掲げる地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率の向上及びPDCAを組み込んだ取組の強化・拡充並びに地方公共団体実行計画(事務事業編)に基づく率先的な公共施設の低炭素化の推進。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率の向上。</p>	新28-0004 【再掲】
(8) 公害防止計画策定経費(昭和45年度)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 公害防止計画策定地域について、公害防止計画の実施状況を把握するため、環境質の改善状況や公害防止対策事業の進捗状況の現況調査等を実施。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 公害防止計画制度の効果的運用が図られ、公害防止計画と公害防止対策事業の推進により、著しい公害が改善されることを目的としており、公害防止計画策定地域における公害対策事業の実施状況等を的確に把握する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 各年度の公害防止計画の実施状況を把握する等により、平成27年4月現在公害防止対策事業計画が策定されている21地域121市町村において公害防止計画制度の効果的運用と公害防止対策事業の推進が図られ、環境に配慮した持続可能な地域づくりの促進を図ることができると見込んでいる。</p>	257
施策の予算額・執行額	502 (242)	6,184 (3,460)	6,534 (5,366)	14,283	<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p> <p>地球温暖化対策計画 第3章第1節2.「『地方公共団体』の基本的役割」、第3章第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率先的取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本事項」</p>		